
規 約

昭和 46 年 5 月 10 日施行
昭和 47 年 4 月 14 日改訂
昭和 49 年 5 月 10 日改訂
昭和 51 年 4 月 23 日改訂
昭和 59 年 5 月 22 日改訂
平成 8 年 5 月 13 日改訂
平成 11 年 5 月 12 日改訂
令和元年 5 月 9 日改訂
令和 2 年 3 月 4 日改訂

日本菓子 BB 協会

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本菓子BB協会（Japan Confectionary Better Business Association）と称する。

(地区および事務所)

第2条 本会の地区は、全国一円とする。

2. 本会は、事務所を東京都に置き、理事会の議決を経て、必要の地に支部または従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は、わが国の菓子関係業者（生産者、流通業者、その他関連業者）と消費者との接点に立って、公正に菓子に関する生産、流通、消費の諸問題に積極的に対処し、もって関連機関との相互提携のもとに、消費生活の安定と、菓子企業の向上に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、つぎの事業をおこなう。

- (1) 菓子類に関する適正な情報の収集、提供および広報
消費者よりの要望または苦情の受け付け処理
これ等に関する図書、パンフレット、リーフレット、ニュース等の発刊配布
- (2) 菓子類の品質向上および広告または表示に関する消費者よりの情報の聴取ならびにこれの適正な処理
- (3) 菓子類に関する消費者および企業者よりの要請、質問等を解決するための、学術研究の依頼および助成
- (4) 菓子類の虫害に関する研究調査および防除対策
- (5) 菓子類に関する衛生管理の向上指導
- (6) 消費者の要望する業界秩序の整備
- (7) 関係官公庁、公共機関、消費者団体、関係学会、報道機関および内外の本会的機構等との提携、連絡、協調
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の資格)

第5条 本会の会員たる資格を有するものは、本会の趣旨に賛同し、かつ、所定の会費を分担するつぎの者とする。

- (1) 菓子製造業者およびその団体
- (2) 菓子流通業者およびその団体(菓子輸入業者等を含む)
- (3) 菓子関連業者およびその団体(原料、包装メーカー等を含む)
- (4) その他本会の理事会で承認した菓子関連業者およびその団体

(加入)

第6条 前条の資格を有する者は、所定の本会加入申込み手続きをとり、理事会の承認を得、本会に加入することができる。

(資格の喪失)

第7条 会員はつぎの事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 廃業または退会
- (2) 除名
- (3) この会の解散

(退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、あらかじめその旨を、書面をもって3カ月前に、本会に届け出て、かつ、本会に対して納付すべき所定の会費、その他の経費につき、未納のものは完納しなければならない。

2. 会員が退会したとき、若しくは除名されたときは、既納の入会金、年会費およびその他の会費は、返還しないものとする。

(除名)

第9条 会員が本規約または本会の決議に違反し、若しくは本会の信用を著しく損なう行為があったときは、総会の議決を経て、除名することができる。

第4章 役員、運営幹事、相談役、参与および職員

(役員)

第10条 本会につきの役員を置く。

- | | |
|-----------------|-----|
| (1) 顧問 | 若干名 |
| (2) 会長 | 1名 |
| (3) 副会長 | 若干名 |
| (4) 専務理事または常務理事 | 1名 |
| (5) 理事 | 若干名 |
| (6) 監事 | 2名 |

(役員を選任)

第11条 役員は、総会において選任する。

2. 理事および監事は、相互に兼ねることができない。
3. 原則として会長職は顧問会の互選とする。
4. 原則として副会長職は理事会の互選とする。
5. 会長職、副会長職は通常総会にて承認する。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とする。ただし役員は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

2. 補欠または増員によって就任した役員任期は、前任者または他の役員残任期間とする。

(役員職務)

第13条 会長は、本会を代表して会務を統轄する。

2. 顧問は、会長が必要と認めた特定事項について会長の諮問に応ずるものとする。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長が事故または欠員のときは、その職務を代理する。
4. 専務理事または常務理事は、会長、副会長を補佐し、常時会務を処理し、会長、副会長が事故または欠員のときは、その職務を代理する。
5. 理事は、会長、副会長、専務理事または常務理事を補佐し、理事会を組織し、会長、副会長、専務理事または常務理事が事故または欠員のときは、会長があらかじめ定めた順序に従い、その職務を代理する。
6. 監事は、本会の会計および業務を監査するとともに、総会および理事会に出席して意見を述べるができる。

(運営幹事)

第 14 条 本会に運営幹事を若干名置く。

2. 運営幹事は、理事会において選任する。
3. 運営幹事は会社の代表者か部署の統括する人とする
4. 運営幹事は理事会の運営を円滑に進める。

(相談役および参与)

第 15 条 本会に、相談役および参与を置くことができる。

2. 相談役および参与は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

(職員)

第 16 条 本会につぎの職員を置き、その任免は会長が行う。

- (1)事務局長 1 名
- (2)事務職員 若干名

第 5 章 会議

(会議の構成)

第 17 条 会議を分けて通常総会、臨時総会、顧問会、理事会および運営幹事会とする。

2. 顧問会は、会長、顧問、副会長をもって構成する。
3. 理事会は、会長、副会長、専務理事または常務理事および理事をもって構成する。
4. 運営幹事会は、運営幹事をもって構成する。

(会議の招集)

第 18 条 通常総会は、毎年 3 月末までに会長が召集し、臨時総会及び理事会は会長または役員の 3 分の 1 以上が必要と認めたとき会長が召集し、その議長になる。

2. 顧問会は、会長が必要と認めたとき随時招集し、その議長となる。
3. 理事会は、会長、副会長、専務理事または常務理事および理事をもって構成する。
4. 運営幹事会は、会長・副会長が必要と認めたとき随時招集し、その議長となる。

(定足数)

第 19 条 総会および理事会は、過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。ただし会員は、あらかじめ 2 名以内の代理者を本会に届け出ることができ、その届け出代理者のうち、1 名の出席は、これを出席と認め、定足数に加えるものとする。

また総会においては、委任状による代理出席もこれを出席とみなす。

(議決)

第 20 条 会議の議決は、出席者全員の合意によることを原則とするも、合意に達しないときは、出席

者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(議決事項)

第 21 条 総会においては、つぎの事項を議決する。

- (1) 本会規約の改訂
- (2) 事業報告、収支決算、事業計画および収支予算に関する事項
- (3) 入会金、年会費およびその他経費の賦課および徴収方法
- (4) 役員の選任
- (5) 会員の除名
- (6) 本会の解散
- (7) その他会長が必要と認めた事項

第 22 条 理事会においては、つぎの事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 新会員の入会に関する承認
- (3) 運営幹事の選任
- (4) その他事業の執行に関し、会長が必要と認める事項

(議事録)

第 23 条 総会および理事会の議長は、議事録を作成し、議長および出席者 2 名以上がこれに記名押印して、事務所に備え置くものとする。

第 6 章 会計

(経費)

第 24 条 本会の経費は、会費、入会金、寄付金およびその他の収入をもって当てる。

(事業年度)

第 25 条 本会の事業年度は 1 年とし、毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わる。

(剰余金)

第 26 条 本会の決算において余金を生じた場合は、翌事業年度に繰り越すものとする。

附則

(内規)

第 27 条 本規約に定めのない事項で、必要な事項については、会長が総会または理事会の議決を経て、別に内規で定める。

(部会)

第 28 条 本会の事業執行に関して必要ある場合は、専門部会または委員会を設けることができる。

2. 専門部会および委員会の組織および運営方法等については、会長が別にこれを定める。